

# 飼料生産型酪農経営支援事業 の概要



29年度当初版

農林水産省は、自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）を支援しています。

支援の内容は、飼料作物の作付面積に応じて本体交付金を交付するとともに、「輸入粗飼料からの切替」又は「乳用後継牛を増頭」して飼料作付面積を拡大した面積に応じて追加交付金を交付するものとなっています。

# 1 支援対象者

■ 次の要件を満たす酪農家等が支援の対象となります。

- ① 飼料作物作付面積が、経産牛1頭当たりの基準面積以上（北海道40a/頭、都府県10a/頭）であること。
- ② 支援の対象となる **環境負荷軽減の取組** を実施していること。
- ③ その他の要件（年間を通して生乳を出荷していること、事業実施状況の確認等に協力すること等）を満たすこと。



# 2 飼料作付面積

飼料作物作付面積（基準面積、交付対象面積の両方の算定に利用）

自己所有地

借地

農作業受委託面積

耕種農家等との契約栽培面積

飼料作物を事業実施年度に1作以上作付している面積に加え、二期作、二毛作の2作目の面積を含みます。

- ・永年牧草の2回刈りは認められません。
- ・年度内に収穫する必要があります。

ただし、耕種農家等との契約栽培面積に **水田活用の直接支払交付金** の交付対象面積が含まれる場合は、その面積を除いた面積が本事業の交付対象面積となります。

# 3 環境負荷軽減の取組

■ それぞれの酪農家が、次の中から **2つ** 以上の取組を選んで実施します。

都府県で「環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産」のメニューを選択できるのは、全作付面積に占めるデントコーン・ソルガム等の割合が4割以上に限定されていましたが、28年度からは、同割合が2割以上の場合も可能となりました。

## 堆肥の適正還元の実施

施肥等の施用に当たっては、合理的方法で採材し、土壌分析及び堆肥等の成分分析を行うとともに、施肥設計を実施

## 耕畜連携の取組

合理的方法で採材し、堆肥等の成分分析を行い、耕種農家と堆肥等の供給契約を締結

## 不耕起栽培の実施

飼料作物作付面積のうち、単年性飼料作物は5割以上及び永年性飼料作物は2割以上で、不耕起栽培を実施

## 放牧の実施

北海道では経産牛について、都府県では経産牛又は乳用後継牛（預託を含む）について、1頭当たり90日以上放牧を実施

## 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施

全ての飼料作物作付地で無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施（草地更新時は農薬・化学肥料使用可）。草地更新以外で、やむを得ず使用する場合は、飼料作物作付面積※の2割以内。

※ここでは二期作・二毛作の2作目の面積は含まない

## サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施

サイレージ化する全ての牧草をサイロで調整（基本的にバンカーサイロ）。水分率を75%以下とすることを目標に、原料草を十分予乾し、サイロに詰め込む際にサイロごとに水分測定。発生した排汁は排汁槽等に適正に管理し、ほ場散布等により適正に処理。サイレージはサイロごとに飼料分析。

## 副産物の利用による草地の適正管理

牧草の作付面積の5割以上で副産物（ライムケーキ、ホタテ貝殻等）を土壌改良資材として散布。施用に当たっては、合理的方法で採材し、土壌分析を行い、施肥にあわせて施用。

## 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産

下記の①～⑤のうち1つを実施。飼料作物作付面積※に占めるデントコーン・ソルガムの作付面積の割合は、2割以上。③～⑤については、都道府県が化学肥料、農薬使用量の慣行基準及び削減方法を策定、公表。 ※ここでは二期作・二毛作の2作目の面積は含まない

### ①スラリー等の土中施用の実施

全てのデントコーン・ソルガム等の作付地において、スラリー等の土中施用を実施

### ②連作防止の実施

取組開始前年（以降、基準年として固定）のデントコーン・ソルガム等の作付面積の2割以上にイネ科牧草等を導入

### ③不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減

デントコーン・ソルガム等の作付地の8割以上で不耕起栽培又は側条施肥を実施。デントコーン・ソルガム等の作付に当たり、不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場で、化学肥料又は農薬使用量を慣行基準から3割程度以上削減。

### ④化学肥料及び農薬使用量の削減

デントコーン・ソルガム等の作付に当たり、化学肥料及び農薬使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減

### ⑤心土破碎の実施及び農薬使用量の削減

デントコーン・ソルガム等の作付地の5割以上で心土破碎を実施。デントコーン・ソルガム等の作付けに当たり、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減。

（注意） 事業参加にあたっては、飼料作付面積を確認できる書類（農地基本台帳等）や取組を確認できる書類（作業日誌や写真等）が必要です。  
詳しい取組の要件等は、〇〇農政局にお問い合わせください。

## 4 取組の選択例

例 1

堆肥の適正還元の実施



耕畜連携の取組

例 2

堆肥の適正還元の実施



環境負荷に配慮した  
デントコーン・ソルガム等の  
生産

①～⑤のうち1つ  
を選択してください。

## 5 支援の水準（交付金単価）

【本体交付金】

【追加交付金】

■ 全飼料作付面積

**15,000**円／h a

■ うち作付拡大面積

(15,000円／h a) **+** **30,000**円／h a

## (参考) 追加交付金の概要

- 前年と比較して輸入粗飼料の購入量を削減(※1)又は乳用後継牛を増頭(※2)する場合には、飼料作付面積の拡大分(※3)に対し、本体交付金に加えて追加交付金を交付します。

拡大面積の交付金単価：

15,000円/ha + 30,000円/ha

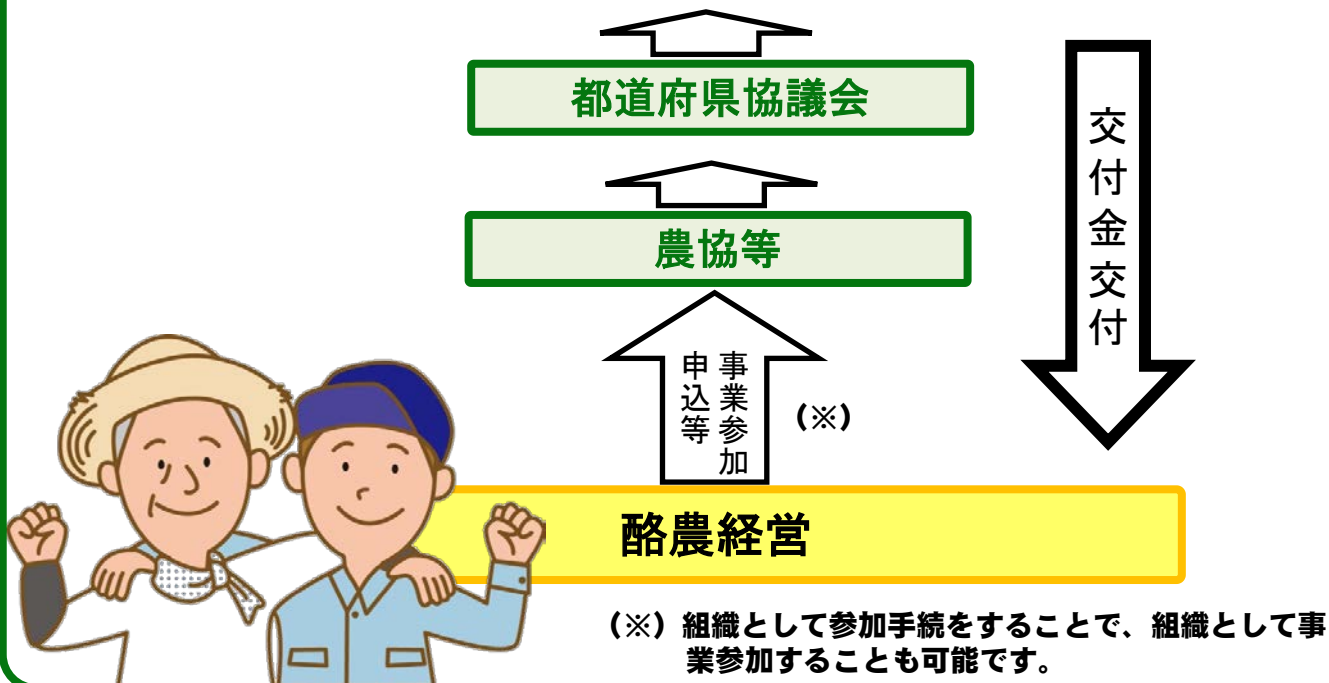
- (※1) 拡大面積1ha当たり1t以上削減する必要があります。なお、原則として後継牛が減少していないことが条件です。
- (※2) 拡大面積1ha当たり1頭以上増頭する必要があります。(7~18か月齢の乳用後継牛頭数を比較) 預託先の乳用後継牛の頭数はカウントされません。
- (※3) 過去3カ年度で最大の交付対象面積(新たに事業に参加する場合は、前年度の作付面積)から拡大している必要があります。



## 6 事業の実施体制

- 事業の実施体制は以下のとおりです。

北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務局



## 7 お問い合わせ先

農林水産省 ○○農政局 生産部 畜産課

○○-XXXXX-△△△△ (内線) ■■■■

○○協議会

○○-XXXXX-△△△△ (内線) ■■■■